

平成24年 3月21日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所
自主規制部

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

- ・証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度上の見直しについて

2. 意見提出方法等

- (1) 提出期限：平成24年 4月11日（水）
- (2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail
- (3) 提出先

郵送の場合：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

FAXの場合：092-713-1540

E-mailの場合：pc@fse.or.jp

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ（URL <http://www.fse.or.jp/>）及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以上

【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 自主規制部

TEL (092) 741-8231

証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度上の見直しについて

平成24年 3月21日
証券会員制法人 福岡証券取引所

趣旨

昨年、上場会社の経営者による企業価値の重大な毀損行為が相次いで発覚したことを受け、これらを防止して企業価値の向上に資すべきコーポレート・ガバナンスが機能していなかったとして、我が国証券市場に対する内外の投資家の不信感が高まっています。

全国証券取引所では、かねてから上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上のために上場制度の整備や啓発活動に努めてまいりましたが、問題となった上場会社が設置した真相究明のための各種委員会などによって明らかになった事実を分析すると、全国証券取引所が整備してきた独立役員制度をはじめとする上場制度や、啓発活動について改善を要する点があるということが判明しました。

そこで、株主の負託に応えようと日々企業価値の向上に取り組んでいる多くの上場会社に対する投資家の不信感を払拭し、もって我が国証券市場の信頼回復を図るため、独立役員に関する情報開示の充実や、独立役員が期待される役割を果たすための対応など、上場制度上の見直しを行います。

概要

項 目	内 容	備 考
1．独立役員に関する 情報開示の拡充 (1) 独立役員届出書 における記載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、独立役員として指定する者が、次の a ~ c に該当する場合は、それぞれに掲げる事項を開示するものとします。 a 上場会社の取引先又はその出身者 その旨及び取引の概要 b 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者 その旨及び相互就任の概要 c 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社との間で外観上の独立性に疑いを生じうる関係がある場合に、株主・投資者がその事実を把握したうえで判断できるように、独立役員届出書における情報提供を拡充する趣旨です。 ・ 上場会社が、概要を記載するまでもないと判断した場合には、概要の記載に代えて、その理由を記載することでもよいこととします。 ・ 社外役員の相互就任とは、上場会社の出身者が、他の会社の社外役員である場合であって、当該他の会社の出身者が、当該上場会社の社外役員である場合をいいます。

項 目	内 容	備 考
(2) 株主総会招集通知等における記載	<p>その旨及び寄付の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、独立役員に関する情報を、株主総会における議決権行使に役立てやすい形で株主に提供するよう努めるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主総会参考書類の役員の選任議案において、議案の対象となる役員を独立役員に指定する旨及びその独立性に関する事項を記載するとともに、事業報告の会社役員に関する事項の欄において、独立役員に指定されている社外役員を明示することや、同様の情報を記載した書類を別途作成し、株主総会招集通知を株主あてに発送する際に同封することが考えられます。
<p>2 . 社外役員に関する情報開示の拡充</p> <p>(1) 独立役員届出書における記載</p> <p>(2) 株主総会招集通知等における記載</p>	<p>その旨及び寄付の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、独立役員に指定しない社外役員についても、独立役員と同様に、独立役員届出書において独立性に関する事項を開示するものとします。 ・ 上場会社は、独立役員に指定しない社外役員の独立性に関する情報についても、株主総会における議決権行使に役立てやすい形で株主に提供するよう努めるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 独立役員に指定しない社外役員についても情報提供を拡充する趣旨です。 ・ 当該社外役員に期待している効用が独立性に基づくものでない場合に、その効用を記載することができるものとします。 ・ 独立役員の資格を充たす社外役員の全員を独立役員として指定することとしている場合には、その他の社外役員の独立性に関する事項の記載は要しないものとします。 ・ 1 . (2) と同様の書類に記載することが考えられます。
3 . 独立役員の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、独立役員に取締役会における議決権を有している者が含まれていることの意義を踏まえ、独立役員の指定を行うよう努めるものとします。 	

項 目	内 容	備 考
4．独立役員が機能するための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備するよう努めるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立役員への適時適切な情報伝達体制の整備、社内部門との連携、補助する人材の確保などを行うことが考えられます。 ・本所においても、独立役員の職務執行に役立つための支援策を実施してまいります。
5．業務の適正を確保するために必要な体制の構築・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、業務の適正を確保するために必要な体制を適切に構築・運用するものとします。 	<p>上場ルールにしたがって整備を決定する業務の適正を確保するための体制について、その構築・運用についても適切に行うことを求める趣旨です。</p>

実施時期（予定）

- ・平成24年5月を目途に実施します。